

市報第8号

変更契約の締結についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、次のように変更契約を締結したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和元年9月3日

横浜市長 林 文子

財政局

専決 年月日	契約の概要（下線部が今回の変更内容）			変更理由	
	契約名	相手方	議決・専決年月日 変更前		変更後
元. 7. 17	横浜市中心卸売市場食肉市場電力供給設備改修工事（電気設備工事）請負契約	新興・三沢建設共同企業体	<u>元. 6. 4 議決</u> 契約金額 <u>967,680,000円</u> 完成期限 令和3年3月31日	契約金額 <u>998,800,000円</u> 完成期限 令和3年3月31日	消費税及び地方消費税の引き上げに対応するとともに、公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置により新単価を適用するため

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第1号から第7号まで省略）

(8) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。

ア 当該議決を経た契約金額の1割以内の範囲における変更（当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条に定める額未満の場合に限る。）

イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更

地方自治法（抜粋）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（抜粋）

（市議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価

格 600,000,000 円以上の工事又は製造の請負とする。

